

国自安第35号
令和8年4月27日

地方運輸局自動車交通部長
地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

物流・自動車局安全政策課長

(公印省略)

バス輸送に係る防犯対策の再徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通達したところであるが、貴局においても、管内関係団体に対し周知徹底を図られたい。

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局安全政策課長

(公印省略)

バス輸送に係る防犯対策の再徹底について

本日(4月27日)、東京都から山口県へ向かう高速乗合バスの車内において、乗客のうち一人がナイフを所持していたとして現行犯逮捕される事件が発生しました。幸い乗客乗員にケガはありませんでした。

これまでも、バス輸送に係る防犯対策については、機会あるごとに周知を図ってきたところですが、春の大型連休により人出の増加が見込まれることを踏まえ、今般の事件の発生を機に、あらためて下記の対策について確認等を行い、対応に万全を期するよう傘下会員に対して再徹底をお願いします。

記

1. 国土交通省物流・自動車局作成の「バス車内、バスターミナル等におけるテロ対策マニュアル(令和5年3月)」及び公益社団法人日本バス協会作成の「バスジャック統一対応マニュアル(平成20年12月2日改定)」も踏まえ、車内に銃砲、刀剣類等を所持して挙動不審な乗客がいた場合に備え、乗務員及び事業者の対応手順の確認、事業者における連絡・報告体制の構築等を図ること。
2. 車内放送や主要バス停における掲示案内等を活用し、法令で禁止されている危険物等の持込禁止、不審者・不審物発見時の協力要請を実施すること。
3. 各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的に対策訓練を実施すること。